

福祉のまちづくり

障害のあるかた、高齢者等をはじめとするすべてのかたがたが市民の一人として街にでかけ、買い物を楽しみ、文化行事などに参加できるよう、福祉のまちづくりを進めています。

バリアフリーのまちづくり

四日市市では、障害のあるかた、高齢者等をはじめとするすべてのかたがたが自由な活動や平等な社会参加ができるように、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」(1999年3月19日制定)に基づいて、対象となる施設の整備についての事前協議、指導等を行っています。

【対象施設】

- ◎建築物(公共施設、病院、福祉施設、銀行、映画館、百貨店、スーパーマーケット、飲食店など)
- ◎道路(歩道等をとまなうもの)
- ◎公園およびこれに類する施設

【問合せ】

- ◎建築物に関して **建築指導課 建築確認係** TEL▶ 059-354-8208
- ◎道路に関して **道路管理課 管理係** TEL▶ 059-354-8210
- ◎公園、緑地に関して **公園緑政課** TEL▶ 0059-354-8197



●三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例適合証

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例で定める整備基準に適合している施設で、適合証が交付された施設に、このマークのプレートが掲示されています。



●障害者のための国際シンボルマーク

このマークは、1969年9月、アイルランドのダブリンで開催された国際障害者リハビリテーション協会の第11回世界会議において決定されたもので、障害をもつ人々が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。



●耳の不自由な人であることをあらわすマーク(耳マーク)

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。耳を図案化し、耳に音が入ってくる様子を矢印で表しています。このマークを身体障害者手帳や診察券の表紙に貼りつけ、病院・官公庁などで提示すれば便利です。



●盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害のある人の安全やバリアフリーを考慮した建物、設備、機器などにつけられています。



●オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレ案内で目にすることができるマークです。



●ハート・プラスマーク

このマークは、「身体内部に障害を持つ人」を表しています。外見では分かりにくく、さまざまな誤解などを受けやすい内部障害・内臓疾患のある人を表すマークです。



●ヘルプマーク

義足や人工関節を使用しているかた、内部障害や難病のかた、または妊娠初期のかたなど、外見から分からなくても援助や配慮を必要としているかたがたが、周囲のかたに配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。(JIS規格)

身体障害者補助犬

身体障害者の自立と、社会参加の促進のために、身体障害者補助犬法が2002年10月に施行され、公共施設及び公共交通機関への補助犬の同伴を拒むことができなくなりました。さらに2003年10月からは、不特定多数のかたが利用する民間施設についても、同様にやむを得ない理由がない限り、同伴を拒むことができなくなりました。

【問合せ】

三重県子ども・福祉部 障がい福祉課 社会参加班

TEL 059-224-2274 FAX 059-228-2085

盲導犬 …… 視覚障害者が安全に歩行できるようにサポートします。

聴導犬 …… 聴覚障害者の生活に必要な音が発生していることを知らせ、必要に応じて音源まで誘導します。

介助犬 …… 肢体不自由者の上肢機能の補助(落下物の拾い上げと受け渡し等)や、体位交換や起き上がり、立ち上がりの介助等をします。

障害を理由とする差別の解消の推進

全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、「障害者差別解消法」が2016年4月1日に施行されました。また、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにし、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めた「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」が2018年7月に制定、施行されました。

「障害者差別解消法」では、行政と事業者に対して次のことを求めています。

障害を理由として不当な差別的取り扱いをしないこと。(禁止)
社会的障壁を取り除くための合理的配慮を提供すること。

合理的配慮とは、障害のある人から何らかの手助けや配慮を求められた場合に、負担が重すぎない範囲で、社会的障壁を取り除くための必要な配慮をすることです。行政機関に対しては義務、事業者に対しては努力義務として規定されていましたが、2024年4月1日から事業者も義務化されました。

【相談窓口】

障害福祉課 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

Ex-ℳ syougai Fukushima@city.yokkaichi.mie.jp

三重県障がい福祉課 TEL 059-224-2274 FAX 059-228-2085

Ex-ℳ shoho@pref.mie.lg.jp

苦情解決

福祉サービスをご利用いただく上で、サービス内容の不满や困ったことが起きた場合は、

①福祉サービス事業者が「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を設置し、福祉サービス利用者等からの苦情・相談をお聴きし、話し合いによる解決に努めます。

また、事業所には第三者委員を設置し、利用者からの苦情を直接受け付けたり、聴いたりし両者の間に入って、苦情解決のための助言を行うなど、積極的に関われる体制がつけられています。

②利用者と事業者の両者が話し合っても解決が難しいケースや直接言いにくいケースについては、三重県福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

三重県福祉サービス運営適正化委員会では、相談・助言・事情調査・申し入れやあっせんなどにより、解決に向けた支援を行います。

※三重県福祉サービス運営適正化委員会は、第三者的な立場で、苦情を解決するためのお手伝いをします。

【問合せ】

三重県福祉サービス運営適正化委員会

津市桜橋二丁目131 三重県社会福祉会館2階(三重県社会福祉協議会内)

TEL 059-224-8111 FAX 059-213-1222

Ex-ℳ ansin@miewel.or.jp

受付時間：月曜日～金曜日(午前9時～午後5時)

土日祝日、年末年始を除きます。